

## 改めて少年法の適用年齢の引下げに反対する理事長声明

法務大臣が2017年（平成29年）2月に法制審議会に対して行った少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすることなどについての諮問を受け、現在、法制審議会少年法・刑事法部会において討議が行われている。昨年11月2日に開催された同部会（第11回会議）の中では、複数の委員から少年法の適用年齢を引き下げるべきであるとの意見が述べられた。その理由は、民法の行為能力及び親権に服する年齢が18歳に引き下がり、「保護者」の監護に服さないことになる者に対して保護処分を課することはできないから、少年法上の「少年」の年齢についても、もはや20歳未満とする現行法は維持できないなどの点であった。

しかし、当連合会はこのような意見に反対する。

まず、少年法の適用年齢は、対象者の立ち直りを図るための援助を行う必要性や再犯の防止効果を含む刑事政策的な観点から決せられるべき問題であり、典型的には契約などの取引を行う場面で問題となる民法の行為能力や親権に服する年齢とは別の問題として議論されるべきものである。民法改正についての議論がなされた国会においても、同趣旨の説明が、民法研究者である参考人などから述べられていた。また、少年法には「保護者」という概念が存在し、これには親権者が含まれるが、少年法の保護者は、法律上の親権者に限られるものではなく、少年を事実上監護する者も含まれるとするのが一般的な解釈である。対象者が親権に服さなくなったとしても、裁判所が「保護者」の認定をすることは可能であって、少年法の適用は十分可能である。

さらに、同部会において少年法の適用年齢を引き下げた場合に代替的に導入することを検討している「新たな処分」については、その効果及び理論的な整合性に大きな疑問がある。すなわち、同部会においては、少年法の適用年齢を引き下げ、少年法の適用から外れた18歳と19歳の者に対して、検察官が不起訴とした場合は家庭裁判所に送致し、少年法と類似の手続を経て処遇を決定する制度を検討しており、少年鑑別所や少年院に収容する案と収容を伴わない案の2通りが検討されている。しかし、前者については、少年法が適用されないとする以上、行為責任主義によって規律されるべきところ、罰金よりも軽い処分である不起訴処分を受けた者に対して、なぜ施設収容をすることができるのかという法理論上の重大な問題がある。後者については、施設収容を予定しない少年審判類似の制度においては、処遇の選択肢が限定されることとなり、果たして調査官による効果的な調査が可能なのか、対象者に対する更生に向けた効果的な働きかけが行えるのか、その効果に対して大きな疑問が生じるところである。

少年法は、全件送致主義、調査官調査、少年院教育を中心とした保護処分などを重要な柱とし、これまで我が国において70年以上、少年の更生、再犯防止に大きな役割を果たしてきた。この間に少年犯罪は著しく減少しているが、少年法が有効に機能していることがその重要な要因の一つであることは明らかと言えよう。国内外から高く評価されている少年法をあえて大きく変更し、その効果について重大な疑問のある制度を導入し、我が国の若年者の処遇についての制度を大きく後退させる理由は全くない。

当連合会は、2015年（平成27年）11月27日の近畿弁護士会連合会大会において、「少年法の適用年齢の引下げに反対する決議」を採択し、さらに、2017年（平成29年）11月8日付けの意見書でも同様の意見を述べているが、現在の法制審議会の状況に鑑み、改めて少年法上の「少年」の年齢を引き下げることに強く反対するものである。

2019年（平成31年）1月17日  
近畿弁護士会連合会  
理事長 石田法子